平成２５年（フ）第４６号
栃木県佐野市富士町211番地６　アルカディア富士101、前住所神奈川県横浜市港南区笹下５丁目27番40号
債務者　長田　　洋
1　決定年月日時　平成25年９月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月５日まで
5　免責審尋期日　平成25年11月１日午前11時30分
宇都宮地方裁判所足利支部

平成２５年（フ）第１６０３号
横浜市中区長者町１丁目１番地６　壱番館215号室
債務者　江畑　太郎
1　決定年月日時　平成25年９月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月７日まで
5　免責審尋期日　平成25年11月８日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第１６４１号
横浜市神奈川区松見町１丁目35番地６　タウンヒル持丸409号
債務者　矢田　康博
1　決定年月日時　平成25年９月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月７日まで
5　免責審尋期日　平成25年11月８日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第３８４号
栃木県那須烏山市向田1361番地
債務者　矢口　圭子
1　決定年月日時　平成25年９月10日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月11日まで
5　免責審尋期日　平成25年10月18日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２５年（フ）第４２４号
栃木県宇都宮市西川田南２丁目27番７号
債務者　見目　裕子（旧姓細内）
1　決定年月日時　平成25年９月11日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月11日まで
5　免責審尋期日　平成25年10月11日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２５年（フ）第４３９号
栃木県矢板市中150番地486
債務者　藤田　純宏
1　決定年月日時　平成25年９月11日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月11日まで
5　免責審尋期日　平成25年10月18日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２５年（フ）第４４６号
栃木県真岡市熊倉２丁目21番地７　パインズハイツ３―203号
債務者　島テオドロこと　ゴルディージョ　シマ　テオドロ　ケルビン
1　決定年月日時　平成25年９月10日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月11日まで
5　免責審尋期日　平成25年10月18日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２５年（フ）第４４７号
栃木県宇都宮市横山２丁目24番３号
債務者　井上　　泉
1　決定年月日時　平成25年９月10日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月11日まで
5　免責審尋期日　平成25年10月18日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間中更正

平成２５年（フ）第４６号
鹿児島県霧島市国分川内525番地１　川内団地２棟101号
破産者　小田原美菜子（旧姓上田・藏園）
1　主文　当裁判所が平成25年６月７日にした破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間決定中、破産者の氏名が「藏園美菜子（旧姓上田）」とあるのを「小田原美菜子（旧姓上田・藏園）」と更正する。
2　決定年月日　平成25年９月11日
鹿児島地方裁判所加治木支部

破産手続終結

平成２１年（フ）第１８６６号
仙台市宮城野区鶴巻２丁目３番29号
破産者　株式会社庄司組
1　決定年月日　平成25年９月12日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２４年（フ）第４５号
三重県松阪市清生町641番地20
破産者　米川　芳子
1　決定年月日　平成25年９月12日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
津地方裁判所松阪支部

平成２４年（フ）第４６号
三重県松阪市新松ケ島町198番地５
破産者　服部　文子
1　決定年月日　平成25年９月12日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
津地方裁判所松阪支部

平成２３年（フ）第７８５２号
大阪府枚方市山之上北町５番１号
破産者　株式会社下村産業
1　決定年月日　平成25年９月12日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第８８４３号
大阪府枚方市山之上北町５番２号
破産者　株式会社エンタープライズ下村
1　決定年月日　平成25年９月12日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第６１４６号
大阪市西区新町３丁目10番２号
破産者　廣安興業株式会社
1　決定年月日　平成25年９月12日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第５７８号
神戸市中央区磯辺通２丁目２番25号
破産者　株式会社エヌテック神戸
1　決定年月日　平成25年９月12日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第３９９号
岡山市北区大元２丁目４番17号
破産者　株式会社ハイテック
1　決定年月日　平成25年９月12日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
岡山地方裁判所第３民事部